

令和8年度

県税のしおり



いつでも
どこでも

簡単に！

キャッシュレス納付

すぐできる！

詳しくはこちらから



山梨県

この「県税のしおり」は、県税のあらましをまとめたものです。
県民のみなさまには、県税へのより一層のご理解とご協力をお願いします。

目次

1 税の体系	1
2 県の予算と県税	3
3 個人の県民税	5
4 県民税利子割	9
5 県民税配当割	9
6 県民税株式等譲渡所得割	10
7 個人の事業税	11
8 法人の県民税・法人の事業税	12
9 不動産取得税	15
10 自動車税	17
11 軽油引取税	19
12 地方消費税	20
13 県たばこ税	21
14 ゴルフ場利用税	21
15 鉱区税	21
16 狩猟税	21
17 県税の申告と納期一覧	22
18 振替納税制度	22
19 電子申告・電子申請・届出・電子納税	23
20 納税の窓口	23
21 延滞金・加算金	23
22 納税の猶予・減免	24
23 滞納処分	24
24 県税の救済制度	24
25 納税証明書	24
26 県税を扱う事務所	25
27 県税を扱う事務所以外の納税証明書交付窓口	25

1

税の体系

国税

直接税	所得税	個人の一年間の所得に対してかかります
	法人税	会社や協同組合などの法人の所得に対してかかります
	相続税	財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります
	贈与税	個人から財産をもらったときにかかります
	地価税	土地や借地権などにかかります（平成10年以後の課税時期において、課税は停止されています）
	地方法人税	法人税額に対してかかります（地方交付税の財源となります）
	地方法人特別税	地方税収の格差を是正するため、法人事業税の一部を分離して創設された税です
	特別法人事業税	
間接税	森林環境税	国内に住所がある個人にかかります
	消費税	商品・製品の販売、物品の貸付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかります
	酒税	清酒、果実酒（ワイン）、ウイスキーなどを製造場から出荷したときにかかります
	揮発油税	自動車のガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
	地方揮発油税	
	石油石炭税	原油・天然ガス・石炭を採取場から出荷したとき又は原油・天然ガス・石炭及び石油製品などを輸入したときにかかります
	航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります
	石油ガス税	石油ガスを自動車用容器に充てんし、出荷したときにかかります
	電源開発促進税	電力会社が一般家庭などへ電気を供給したときにかかります
	たばこ税	たばこ製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
	たばこ特別税	
	とん税	外国貿易に従事する船舶が寄港したときにかかります
	特別とん税	
	印紙税	契約書、受取書など税法に定められた文書を作成したときにかかります
	自動車重量税	自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかります
	登録免許税	不動産、船舶、会社の登記、登録、特許などのときにかかります
	関税	外国から輸入した貨物にかかります
	国際観光旅客税	船舶又は航空機により日本から出国するときにかかります

※国税税目（地方法人特別税・特別法人事業税・森林環境税は除く。）の詳細は税務署（とん税、特別とん税及び関税は税関）にお問い合わせください。
※地方法人特別税は、令和元年9月30日までに開始する事業年度に課税されています。
※特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から課税されています。

税金の分類

- 普通税：税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます
- 目的税：税収入の使いみちが限定されている税金をいいます
- 直接税：税金を納める義務のある人と、その税金を実質的に負担する人とが同一人である税金をいいます
- 間接税：税負担の転換が行われ、税金を納める義務のある人と、その税金を実質的に負担する人が異なる税金をいいます

税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
地方税は、さらに都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

地方税

県税

市町村税

普通税	直接税	県民税	個人の県民税	県内に住所のある個人及び県内に家屋敷等を持ち、その家屋敷等のある市町村内に住所がない個人にかかります
			法人の県民税	県内に事務所、事業所等のある法人にかかります
			県民税利子割	金融機関等から利子等の支払いを受けるときにかかります
			県民税配当割	上場株式等の配当等の支払を受けるときにかかります
			県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの支払を受けるときにかかります
		事業税	個人の事業税	事業を営んでいる個人の所得にかかります
			法人の事業税	事業を営んでいる法人の所得又は収入等にかかります
			不動産取得税	土地や家屋を取得したときにかかります
	間接税	県が課する固定資産税	自動車税	自動車の所有者にかかります
			鉱区税	鉱業権を有する者にかかります
			地方消費税	消費税が課税される取引に対して消費税と併せてかかります
			県たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります
			ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときにかかります
			軽油引取税	軽油の引取等をしたときにかかります
			市町村たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります
			事業所税	指定都市等に限り課税されるもので、一定規模以上の事務所や事業所にかかります
目的税	直接税	市町村民税	個人の市町村民税	市町村内に住所のある個人及び市町村内に家屋敷等を持ち、その家屋敷等のある市町村内に住所がない個人にかかります
			法人の市町村民税	市町村内に事務所、事業所等のある法人にかかります
	直接税	市町村民税	固定資産税	土地や家屋、事業に使う機械などの償却資産の所有者にかかります
			軽自動車税	軽自動車や原動機付自転車などの所有者にかかります
			鉱産税	鉱物の掘採事業者にかかります
			特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかります（平成15年度より課税停止）
			事業所税	指定都市等に限り課税されるもので、一定規模以上の事務所や事業所にかかります
	間接税	市町村民税	都市計画税	市街化区域等内に所在する土地や家屋の所有者にかかります
			水利地益税	水利事業等の利益を受ける土地や家屋にかかります
			共同施設税	共同施設などによって、特に利益を受けたときにかかります
			宅地開発税	宅地として開発する土地の面積に応じてかかります
			国民健康保険税	国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります
			入湯税	鉱泉浴場に入湯したときにかかります

※法定外税としてこれら以外の税を設けている場合もあります。



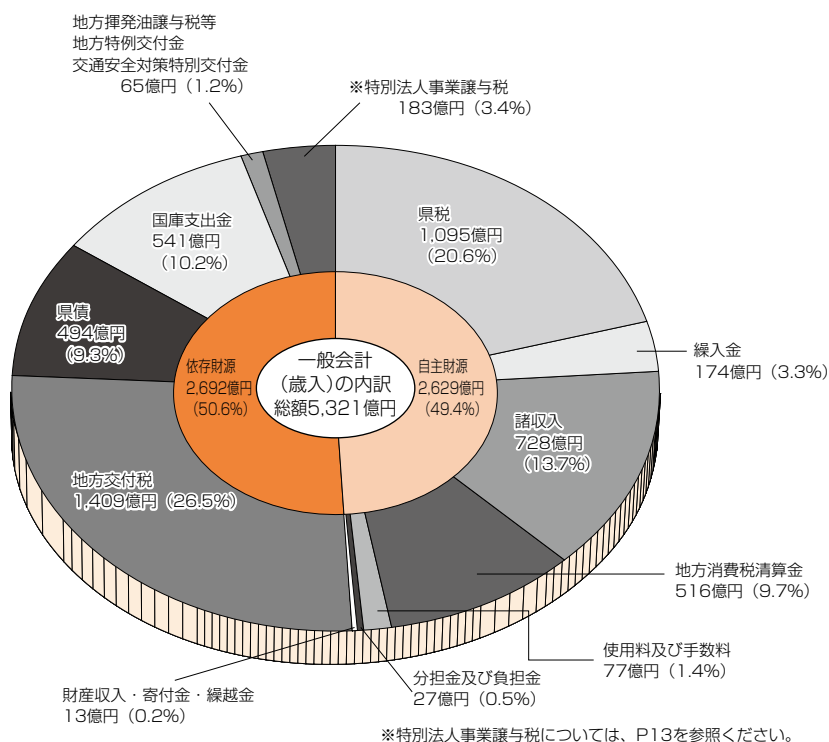
2

県の予算と県税

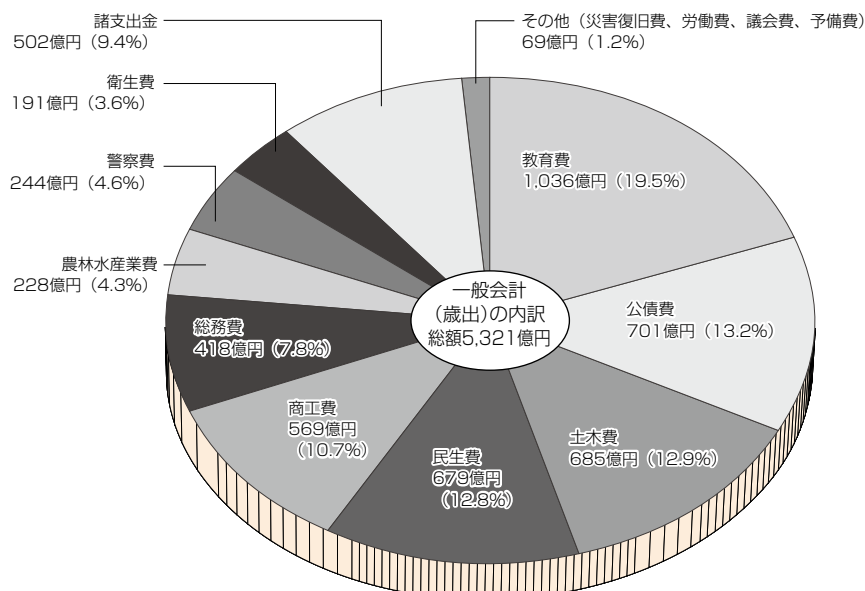
● 県の歳入と歳出

山梨県の令和8年度の一般会計当初予算は5,321億円となっています。

歳入



歳出



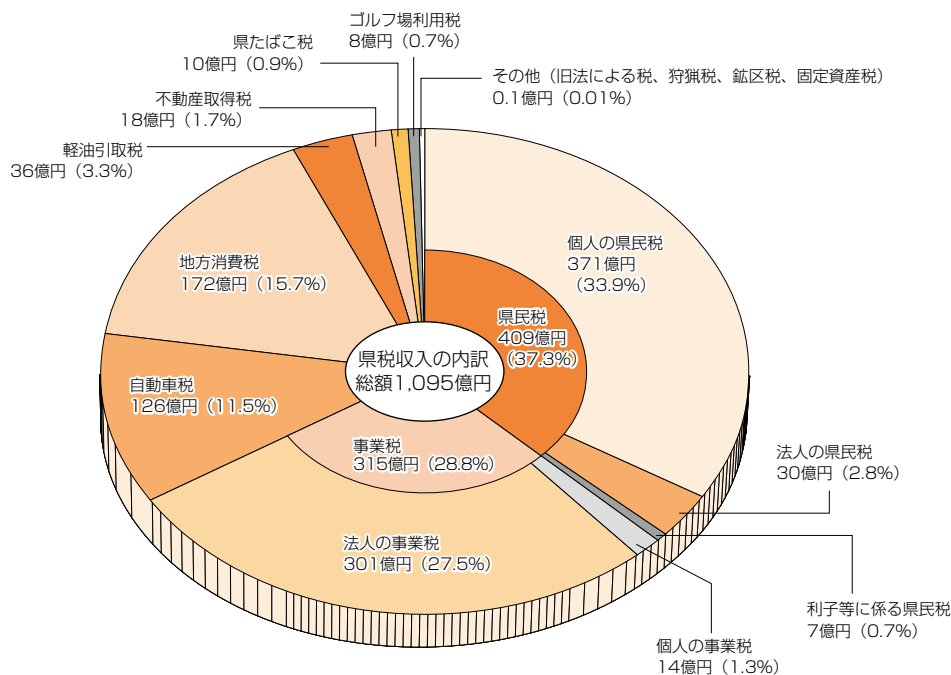
一般会計歳出予算5,321億1,735万円を県民一人当たりに当てはめると・・・。

県民一人当たりに使われているお金 684,270円

※令和8年4月1日現在の県民人口：777,642人（令和2年10月1日現在の国勢調査確定数に以後の動態を増減したもの）

● 県税収入

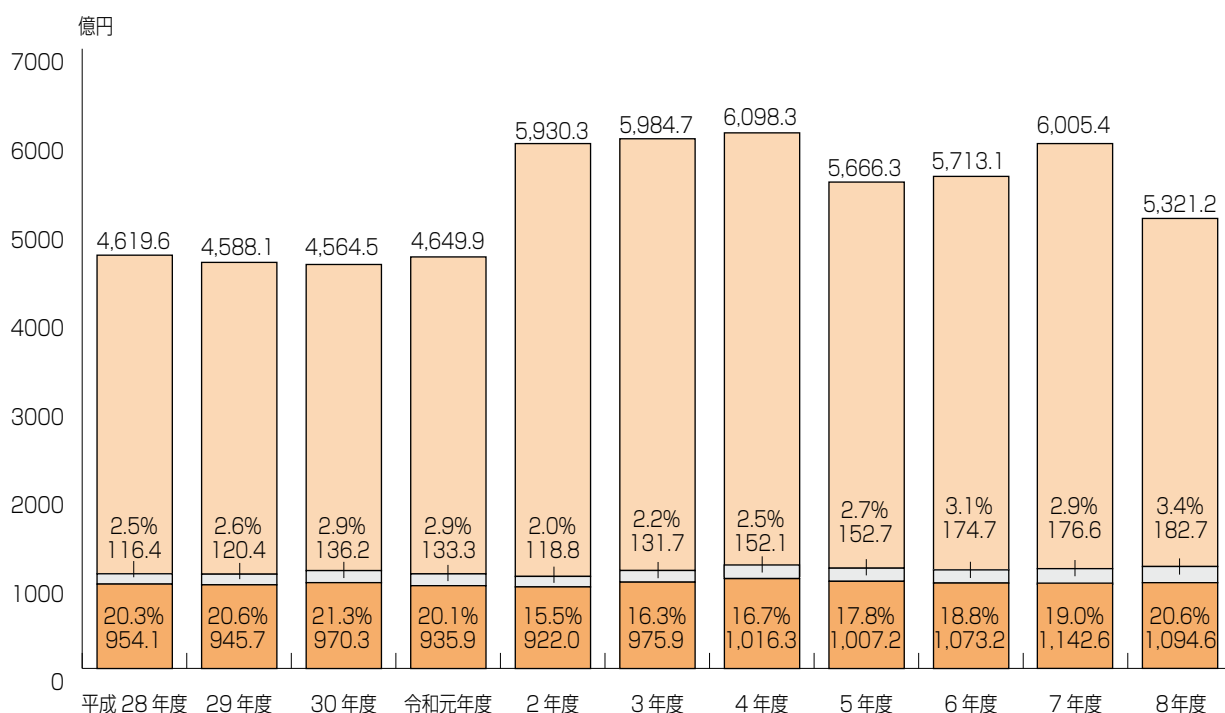
令和8年度一般会計当初予算のうち、県税は1,095億円と、歳入全体の20.6%を占めており、重要な財源となっています。また、特別法人事業譲与税を加えた額は、1,277億円と歳入全体の24.0%を占めています。



● 一般会計歳入に占める県税収入の割合

※令和7年度は決算見込み数値・令和8年度は当初予算数値

県税
 特別法人事業譲与税
 （令和元年度以前は地方法人特別譲与税）



3

個人の県民税

◆ 均等割及び所得割

納める人

毎年1月1日現在で、

- ① 県内に住所のある個人……………均等割と所得割
- ② 県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、
その事務所などのある市町村内に住所がない個人……………均等割

納める額

- ① 均等割……………1,500円
 - ② 所得割……………課税所得金額×4%（具体的な計算方法は次ページ参照）
- ※均等割には「森林環境税（県税）（巻末参照）」の500円を含みます。

非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人……………均等割、所得割が非課税
 - ② 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下だった人
……………均等割、所得割（退職所得分を除く）が非課税
 - ③ 前年の合計所得金額が次の計算式以下の人……………均等割が非課税
市町村の条例で定める額×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）
＋10万円＋加算額（市町村の条例で定める額）（※）
 - ④ 前年の総所得金額等が次の計算式以下の人……………所得割が非課税
35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋加算額32万円（※）
- ※③・④の加算額は、同一生計配偶者又は扶養親族がある場合のみ適用。
詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

申告と納税

- ① 申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告書を提出した人、前年の所得が給与所得のみの人及び公的年金等に
係る所得のみ的人是る申告する必要はありません。
- ② 個人の県民税（均等割及び所得割）は、個人の市町村民税とあわせて次の時期に納めていただきます。
 1. 給与所得者
6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれ、給与支払者が納めます。
 2. 給与所得者以外の所得者
市町村から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納めます。
（市町村により時期が異なる場合があります。）

❖ 個人の市町村民税（均等割及び所得割額）【参考】

個人の県民税と個人の市町村民税は、市町村が両方をあわせて賦課徴収します。

納める人

個人の県民税を納める人と同じ

納める額

- ① 均等割……………3,000円
- ② 所得割……………課税所得金額×6%

非課税

個人の県民税と同じ要件に該当する人は非課税

申告と納税

個人の県民税と同じ

◆ 国の森林環境税

令和6年度から県民税・市町村民税と併せて、国税である森林環境税が年額1,000円徴収されています。

..... この税金は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんに負担していただくもので、個人の市町村民税とあわせて個人の住民税とよばれ、市町村で賦課徴収したあとで県に払い込まれます。

所得割とは

- ① 所得割とは
国税でいえば所得税に相当する、所得に対して課される個人の住民税のことです。
ただし、所得税とは違い、前年の所得金額をもとに計算されます（所得税は、その年の所得により計算されます）。したがって、令和8年度の所得割額は、令和7年1月から12月までの所得金額をもとに計算されることになります。
以下、計算に必要な用語を説明します。
- ② 所得金額とは
「収入」から「必要経費」を差し引いた金額を指します。
- ③ 総所得金額、総所得金額等とは
所得には、所得税法に定める10種類（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得（年金はこれにあたります）、一時所得、退職所得、山林所得）があり、利子所得から一時所得までの所得金額の合計を「総所得金額」といい、これに退職所得と山林所得を加えた所得金額の合計を「総所得金額等」といいます（退職所得と山林所得は、通常、他の所得と区分して課税される（分離課税といいます）ため、このような呼び方をしています）。また、これらの所得の種類により、必要経費の算定方法が異なります。
- ④ 所得控除とは
一定の要件を満たす場合（例：扶養親族である子供がいる＝扶養控除）に、総所得金額等から一定の額を差し引き控除するものです。具体的な所得控除の種類、控除額は、次ページの表のとおりです。
- ⑤ 課税所得金額とは
総所得金額等から、各種所得控除額を控除した額をいいます。

所得割額の計算方法

以上のことをまとめると、所得割額は以下の計算式により算出されます。

【所得割額】＝課税所得金額 × 4% ＋ 分離課税の額 － 税額控除額

総所得金額等（前年の収入－必要経費）－所得控除額

給与所得金額の算出方法

給与所得を例にとると、給与収入から差し引くべき必要経費の算定方法は以下のとおりとなります。
この表により算出した額が、給与所得金額となります（他の所得（例えば年金など）では、必要経費の算定方法が異なります）。

給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額	
か ら	ま で		
650,999円まで		0円	
651,000円	1,899,999円	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	
1,900,000円	3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	「A×2.8－80,000円」で求めた金額
3,600,000円	6,599,999円		「A×3.2－440,000円」で求めた金額
6,600,000円	8,499,999円	「収入金額×90%－1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上		「収入金額－1,950,000円」で求めた金額	

■ 各種所得控除 総所得金額等から、次の所得控除額、及び人的控除額を差し引いたものが、課税所得金額になります。

区 分	控除額
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 ①（差引損失額）－（総所得金額等×10%） ②（差引損失額のうち災害関連支出の金額）－5万円 ※ 差引損失額＝損害金額＋災害関連支出の金額－保険等により補てんされる金額
医 療 費 控 除	（医療費－保険等により補てんされた金額）－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額） ※限度額200万円
社 会 保 険 料 控 除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済等掛金の額
生 命 保 険 料 控 除 ※	支払った保険料が一般生命保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】（所得税：最高4万円） 支払った保険料が介護医療保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】（所得税：最高4万円） 支払った保険料が個人年金保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高2万8千円】（所得税：最高4万円） 支払った保険料に上記の2以上の該当がある場合 …上記の合算額【最高7万円】（所得税：最高12万円）
地 震 保 険 料 控 除	支払った保険料が地震保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高 2万5千円】（所得税：最高5万円） 支払った保険料が旧長期損害保険料の場合 …支払保険料に応じて【最高 1万円】（所得税：最高1万5千円） 地震保険料、旧長期損害保険料両方がある場合 …上記の合算額【最高2万5千円】（所得税：最高5万円）

※平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約）から適用されます。平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約等（旧契約）については、従来の控除額（最高3.5万円）が適用になります。

●従来の控除額

支払った保険料が一般生命保険料の場合 支払保険料に応じて【最高3万5千円】（所得税：最高5万円）
支払った保険料が個人年金保険料の場合 支払保険料に応じて【最高3万5千円】（所得税：最高5万円）
支払った保険料に上記の両方の該当がある場合 上記の合算額【最高7万円】（所得税：最高10万円）

※新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、当該限度額は2.8万円になります。

■ 各種所得控除（人的控除）一覧

区 分	対 象 者	控除額		本人の所得要件
		所得税	個人住民税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	本 人	最高95万円 （本人の年間所得による）	最高43万円 （本人の年間所得による） 合計所得金額 2,500万円以下
	配偶者控除	配偶者	38万円 （本人の年間所得による）	33万円 （本人の年間所得による） 合計所得金額 1,000万円以下
	老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の配偶者	48万円 （本人の年間所得による）	38万円 （本人の年間所得による） 合計所得金額 1,000万円以下
	配偶者特別控除 ・配偶者控除とあわせて受けることはできません。	配偶者	最高38万円 （本人・配偶者の年間所得による）	最高33万円 （本人・配偶者の年間所得による） 合計所得金額 1,000万円以下
	一般の控除対象扶養親族	生計を一にする16歳以上の親族等で、かつ、年間所得が58万円以下である者	38万円	33万円
	特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族	最高63万円	45万円
	老人扶養親族 （同居老親等加算）	年齢が70歳以上の扶養親族 老人扶養親族が本人と同居している場合	48万円 ＋10万円	38万円 ＋7万円
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	本人又はその同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円
	（特別障害者控除）	上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円
	（同居特別障害者控除）	上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	75万円	53万円
	寡婦控除	①夫と死別した後、再婚していない者で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者 ②夫と離婚した後、再婚していない者で、次のすべてに該当する者（ひとり親に該当する者は除く） 1. 扶養親族を有すること 2. 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	27万円	26万円 合計所得金額 500万円以下
	ひとり親控除	現に婚姻をしていない者で次のすべてに該当する者 ①合計所得金額が58万円以下の生計を一にする子を有すること ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円	30万円 合計所得金額 500万円以下
	勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、各種学校や専修学校の生徒等	27万円	26万円 合計所得金額が85万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

■ 税額控除

調整控除、配当控除、寄付金税額控除、配当税額・株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除などがあります。

■ 住民税の計算方法

例

甲府市に住むAさんは、妻と子供（妻…無職、長男（20歳）…大学生、長女（18歳）…高校生、次男（15歳）…中学生）の5人家族です。令和8年度の住民税はいくらになりますか？

Aさん（令和7年1～12月の給与収入700万円、社会保険料80万円、生命保険料（平成24年4月10日契約）5万5千円）

給与所得者の住民税額（個人の県民税＋市町村民税）は以下の順で計算します。

1. 給与収入金額から給与所得控除額①を控除して所得金額を求める。
2. 各種所得控除額の合計額②を算出する。
3. 所得金額から各種所得控除額の合計額②を控除して課税所得金額③を求める。
4. 課税所得金額③に県民税・市町村民税の税率を乗じて税額を算出する。

給与収入金額 7,000,000円

所得金額5,200,000円（7,000,000円－①）

①給与所得控除額
1,800,000円

②所得控除額合計
2,367,750円

③課税所得金額
2,832,000円
（千円未満切捨て）

$7,000,000円 \times 10\% + 1,100,000円 = 1,800,000円$

社会保険料控除額	800,000円
生命保険料控除額	$55,000円 \times 1/4 + 14,000円 = 27,750円$
配偶者控除額	330,000円
扶養控除額	$450,000円(長男) + 330,000円(長女) + 0円(次男) = 780,000円$
基礎控除額	430,000円
計	2,367,750円

$5,200,000円 - ② = 2,832,250円$

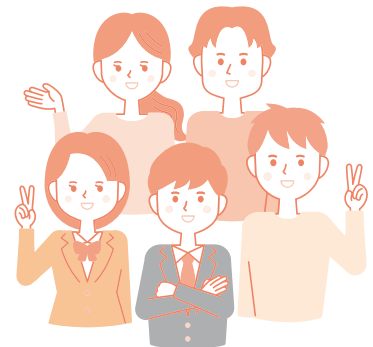
住民税は
この金額から
算出されます

所得割額

県民税・・・ $2,832,000円 \times 4\% - 1,000円 = 112,200円$
（調整控除）（百円未満切り捨て）
 市民税・・・ $2,832,000円 \times 6\% - 1,500円 = 168,400円$
（調整控除）（百円未満切り捨て）

均等割額

県民税・・・1,500円
市民税・・・3,000円



4

県民税利子割

この税金は、金融機関等から利子等の支払を受けるときにかかるものです。

利子等とは

- ① 預貯金及び特定公社債以外の公社債の利子
 - ② 抵当証券、掛金、金投資口座、一時払養老保険などの金融類似商品の収益、懸賞金付預金等の懸賞金等
- ※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債（国債、地方債、公募公社債）等の利子等については利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となりました。

納める人

県内に所在する金融機関等から利子等の支払を受ける個人

●金融機関等が利子等の支払の際に徴収します。

※平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等から、法人に係る利子割を廃止し、利子割の納税義務者は個人に限定されました。

納める額

支払を受ける利子等の額の5%

※このほかに所得税及び復興特別所得税として別に15.315%が課税されます。

非課税

次の利子等については非課税となります。

- ① 寡婦年金を受ける妻、身体障害者手帳の交付を受けている方等の預貯金利子等
- ② サラリーマンが受ける財形住宅貯蓄にかかる利子等

※上記の非課税扱いを受けるためには手続きが必要となりますので、金融機関等にご相談ください。

申告と納税

金融機関等が毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

都道府県間の清算

令和8年度から、インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得税金額を基準に清算を行います。

市町村への交付

都道府県間の清算後の利子割額の5分の3に相当する額が県内の市町村に交付されます。

5

県民税配当割

この税金は、上場株式等の配当等の支払を受けるときにかかるものです。

納める人

県内に住所を有する個人で特定配当等の支払を受ける人

●特定配当等の支払をする株式会社等が、その支払の際に徴収し県に納めます。

※特定配当等とは、一定の上場株式等の配当の他に、投資信託でその設定にかかる受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定公社債の利子等、特定口座外の割引債の償還差益などをいいます。

納める額

支払を受けるべき配当等の5%

※このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%（大口株主等が受ける配当については20.42%）が課税されます。

申告と納税

特定配当等の支払をする者等が特別徴収義務者として徴収（特別徴収）のうえ、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。
※源泉徴収選択口座内での配当等については、証券会社等が特別徴収のうえ、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた特定配当等に係る県民税のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

● 配当所得の申告について

特定配当等については、配当等の支払の際に配当割が特別徴収されますが、住民税の申告（所得税の確定申告を行うことで申告があったものとみなされます。）をすることができます。
その場合は、個人の住民税の所得割として課税されます。

6

県民税株式等譲渡所得割

この税金は、源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡の対価などの支払を受けるときにかかるものです。

納める人

県内に住所を有する個人で上場株式等の譲渡益等の支払を受ける個人
●特定口座が開設された証券会社等が、その支払の際に徴収し県に納めます。

納める額

源泉徴収選択口座内での上場株式等の譲渡益等の5%
※このほかに所得税及び復興特別所得税として15.315%が課税されます。

申告と納税

源泉徴収選択口座のある証券会社等が特別徴収義務者として徴収（特別徴収）のうえ、翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。

● 源泉徴収口座を選択しない場合の株式等の譲渡益等について

特定口座制度（金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算する制度）の適用を受けない場合及び簡易申告口座を指定した場合は、確定申告が必要になります（簡易申告口座を指定した場合は、金融商品取引業者等から送られる特定口座年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができます）。

この場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となり、個人の住民税の所得割として課税されます。

● 配当割及び譲渡所得割に係る非課税等について

平成26年1月1日から「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）」が、また、平成28年4月1日から「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニア NISA）」が開始されています。

平成30年1月1日から積立 NISA（年間投資上限額40万円、非課税期間20年）が創設され、現行の NISA と選択適用できることとなりました。

令和6年1月1日から新たな NISA が開始され、①口座開設可能期間の恒久化 ②年間投資上限額の拡充 ③非課税保有期間の無限化などの見直しが行われました。



7

個人の事業税

この税金は、個人が事業を行う場合には、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、その経費の一部を負担していただくものです。

納める人

県内に事務所や事業所を設けて次の事業を行う個人

- ① 第1種事業：物品販売業 製造業 運送業 請負業 印刷業 旅館業 飲食店業 不動産貸付業 代理業など37業種
 - ② 第2種事業：畜産業 水産業 薪炭製造業の3業種
 - ③ 第3種事業：医業 歯科医業 弁護士業 税理士業 美容業 コンサルタント業 設計監督者業 などの30業種
- ※どの業種に該当するかは、業務の実態に基づき判断されます。

納める額

前年中の事業の所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

- ① 第1種事業：100分の5 ② 第2種事業：100分の4 ③ 第3種事業：100分の5（あん摩業等は100分の3）

申告と納税

①申告期限は3月15日です。

ただし、所得税の確定申告を提出した人、住民税の申告をした人は申告の必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は、住民税申告書の「事業税に関する事項」欄は必ず記載してください。

年の途中で事業を廃止した場合は、廃止した日から1か月以内（事業主の死亡による廃止の場合は4か月以内）にその年の1月1日から事業廃止の日までの所得について申告します。

②納期は年2回（8月と11月）です。

ただし、税額が1万円以下の場合は8月に全額納めていただきます。

各種控除の種類

損失の繰越控除、被災事業用資産の繰越控除、白色申告者の事業専従者控除（配偶者の場合：限度額86万円、その他の場合：限度額50万円）、事業主控除（年290万円）などがあります。

個人事業税の計算方法

例 夫婦で飲食店を経営し、昨年の年間収入は820万円（妻の給与を除く必要経費350万円）でした。青色申告を行っており、妻には150万円の給与を支給しました。この場合の個人事業税はいくらになりますか？

総収入額	8,200,000円
必要経費	3,500,000円
事業専従者控除	1,500,000円
事業主控除	2,900,000円
課税所得金額	8,200,000円－3,500,000円－1,500,000円－2,900,000円 ＝300,000円
税額	300,000円×5％＝15,000円



法人の県民税・法人の事業税

会社などの法人も私たち個人と同じように、いろいろな行政サービスを受けており、これらの経費を分担するため、法人の県民税を負担していただいています。また、法人が事業を行う場合にも、道路や橋などの各種の県の施設を利用して収益活動を行っていることから、個人の事業税と同様にその経費の一部を法人の事業税として負担していただいています。

◆ 法人の県民税

納める人

- ① 県内に事務所や事業所を有する法人……………均等割と法人税割
- ② 県内に寮など（寮、宿泊所、クラブ等）を有する法人で県内に事務所や事業所を有しないもの……………均等割
- ③ 県内に事務所、事業所、寮などを有する法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めのあるもののうち、
 - 収益事業を行うもの……………均等割と法人税割
 - 収益事業を行わないもの……………非課税

納める額

- ① 法人税割……………法人税額×次の税率
- ② 均等割……………法人の資本金等の額（※資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は当該合計額）に応じて定額

区 分		税 率	
		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
法人 税割	下記以外の法人	4%	1.8%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人で、	4%	1.8%
	○ 資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人	3.2%	1%
	○ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ○ 法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	3.2%	1%
均等割	資本金等の額が50億円を超える法人	年額	840,000円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額	567,000円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額	136,500円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額	52,500円
	上記以外の法人	年額	21,000円

- 平成26年度税制改正により地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税（国税）を創設し、平成28年度税制改正においてさらに法人住民税法人税割の税率が引下げられました。このため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割については、引下げ後の税率が適用されています。
- 均等割については、平成24年4月1日以後に終了する事業年度分の申告から森林環境税として従前の均等割額の5%が加算されています。（巻末参照）上記金額は加算後のものです。
- 平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始する事業年度の均等割については※の基準が適用されています。

法人の種類による法人住民税の課税関係

区 分		法人県民税			法人市町村民税		
		均等割	法人税割（税率）【課税標準：法人税額】		均等割	法人税割（税率）【課税標準：法人税額】	
			令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分		令和元年9月30日以前 に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後 に開始する事業年度分
公共法人	地方公共団体等	非課税	非課税		非課税	非課税	
	上記以外の公共法人	課税	非課税		課税	非課税	
公益法人等	日本赤十字社	非課税	非課税		非課税	非課税	
	社会福祉法人	非課税	非課税		非課税	非課税	
	宗教法人等	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%
	上記以外の公益法人等	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%
協同組合等		課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%
人格のない社団又は財団	収益事業を営まない者	非課税	非課税		非課税	非課税	
	収益事業を営む者	課税	3.2%	1%	課税	9.7%	6%
普通法人	資本金1億円超の法人	課税	4%	1.8%	課税	9.7%	6%
	その他の法人	課税	3.2%（4%）※	1%（1.8%）※	課税	9.7%	6%

- 法人市町村民税の法人税割は標準税率で表示しています。
- 法人市町村民税の均等割については、資本金等の額や従業員の数により5～300万円（9段階）に区分されています。
- 地方法人税法により、各事業年度の所得に対する法人税の額に以下の税率を乗じて計算した地方法人税（国税）が適用されています。
- 税率：令和元年9月30日以前に開始する事業年度…4.4% 令和元年10月1日以後に開始する事業年度…10.3%
- ※資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人及び資本金又は出資金の額が1億円かつ従業員の総数が300人超の法人については、0.8%を加算した（ ）内の税率が適用されています。

◆ 法人の事業税

納める人

- ① 県内に事務所や事業所を設けて、事業を行っている法人
- ② 法人でない社団や財団で、代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行っているもの

納める額

区 分		法人の種類	所 得 等 の 区 分		平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日以後に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	令和2年4月1日以後に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分			
①	所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)	普通法人、公益法人、人格のない社団等	所得のうち年400万円以下の所得		3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%			
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の所得		5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%			
			所得のうち年800万円を超える所得		6.7%	6.7%	6.7%	7%	7%	7%			
			3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人の所得		6.7%	6.7%	6.7%	7%	7%	7%			
		特別法人 (農業協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得のうち年400万円以下の所得		3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%			
			所得のうち年400万円を超える所得		4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%			
②	収入金額課税法人	ア 電気供給業（発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業※1に限る）を行う法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人※4※5	収入割	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	0.75%	0.75%		
				付加価値割	付加価値額	—	—	—	—	0.37%	0.37%		
				資本割	資本金等の額	—	—	—	—	0.15%	0.15%		
			上記以外の法人	収入割	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	0.75%	0.75%		
				所得割	所得	—	—	—	—	1.85%	1.85%		
			イ 上記以外の電気供給業・ガス供給業※2※3（一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る）及び保険業を行う法人	収入金額		0.9%	0.9%	0.9%	1%	1%	1%		
		ウ ガス供給業※2※3（特定ガス供給事業に限る）を行う法人		収入割	収入金額	0.9%	0.9%	0.9%	1%	1%	0.48%		
				付加価値割	付加価値額	—	—	—	—	—	0.77%		
				資本割	資本金等の額	—	—	—	—	—	0.32%		
		③		外形標準課税法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※4※5（一般社団・財団法人等を除く）	所得割	所得のうち年400万円以下の所得	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%	1%
							所得のうち年400万円を超え年800万円以下の所得	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	
			所得のうち年800万円を超える所得				4.3%	3.1%	0.7%	1%	1%		
3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得	4.3%		3.1%			0.7%	1%	1%					
付加価値割	付加価値額		0.48%		0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%				
資本割	資本金等の額		0.2%		0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%				

●平成27年4月1日以後に開始する事業年度の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計を下回る場合は当該合計額が課税標準となっています。

●地方法人特別税及び特別法人事業税

地域間の税収格差を是正するため、平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度には地方法人特別税が、令和元年10月1日以後に開始する事業年度には特別法人事業税が適用されています。

課税標準は法人事業税(所得割・収入割)の税額となり、法人事業税と併せて都道府県に申告納付します。

区 分			平成26年10月1日以後に開始する事業年度分	平成27年4月1日以後に開始する事業年度分	平成28年4月1日以後に開始する事業年度分	令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	令和2年4月1日以後に開始する事業年度分	令和4年4月1日以後に開始する事業年度分
			地方法人特別税			特別法人事業税		
① 所得金額課税法人	普通法人等	所得割	43.2%	43.2%	43.2%	37.0%	37.0%	37.0%
	特別法人	所得割	43.2%	43.2%	43.2%	34.5%	34.5%	34.5%
② 収入金額課税法人	ア 電気供給業 (発電事業・小売電気事業・特定卸供給事業※1に限る)を行う法人	収入割	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	40.0%	40.0%
	イ 上記以外の電気供給業・ガス供給業※2※3(一般ガス導管事業・特定ガス導管事業に限る)及び保険業を行う法人	収入割	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	30.0%	30.0%
	ウ ガス供給業※2※3(特定ガス供給事業に限る)を行う法人	収入割	43.2%	43.2%	43.2%	30.0%	30.0%	62.5%
③ 外形標準課税法人		所得割	67.4%	93.5%	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%

※1 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については令和4年3月31日以前に終了する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に終了する事業年度からは②アの税率が適用されています。

※2 ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人(ガス中小事業者を除く。)については令和4年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からは①又は③の税率が適用されています。

※3 ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業・特定ガス供給事業以外の事業を行う法人(ガス中小事業者に限る。)については平成30年3月31日以前に開始する事業年度までは②イの税率、平成30年4月1日以後に開始する事業年度からは①又は③の税率が適用されています。

※4 令和7年4月1日以後に開始する事業年度については、前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、かつ、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※5 令和8年4月1日以後に開始する事業年度については、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

法人事業税の分割基準

法人事業税の分割基準は、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から次のとおりになっています。

事業		分割基準	
		平成29年3月30日以前に終了する事業年度	平成29年3月31日以後に終了する事業年度
非製造業	銀行業、証券業、保険業、運輸・通信業、卸売・小売業、サービス業等	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数	
製造業		従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数1.5倍）	
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数	
ガス供給業、倉庫業		事務所等の固定資産の価額	
電気供給業	発電事業、特定卸供給事業※1	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	
	送配電事業		
	小売電気事業		
		課税標準の3/4：発電所に接続している電線の電力の容量	課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
		課税標準の1/2：事務所数	課税標準の1/2：従業者数

※1 令和3年度税制改正により、電気供給業のうち、特定卸供給事業については令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額		申告と納税の期限
①中間申告 (事業年度が6か月を超え法人税の中間申告額が10万円を超える法人、収入金額課税法人、外形標準課税法人)	(1) 予定申告	法人県民税	前事業年度の法人税割額×6 ^{※1} ／前事業年度の月数＋均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内 ^{※3}
		法人事業税	前事業年度の税額／前事業年度の月数×6 ^{※1}	
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人県民税	法人税額×税率＋均等割額	均等割額＝均等割の税率×算定期間中に事務所等を有していた月数÷12
		法人事業税	仮決算の所得（収入）金額×税率 ※2仮決算の所得割、付加価値割及び資本割の合算額	
②確定申告 (③④に該当するものを除く)		法人県民税	(法人税額×税率＋均等割額)－中間納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内 申告期限の延長の承認を受けた場合は、その指定した日 平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産が確定した場合は、残余財産が確定した日から1か月以内 ^{※4}
		法人事業税	所得（収入）金額×税率－中間納付額 ※2(各事業年度に係る所得割、付加価値割及び資本割の合算額)－中間納付額	
③平成22年9月30日以前に解散した法人の申告 (平成22年10月1日以後に解散した法人は解散後も確定申告を行います。)	(1) 清算中の事業年度が終了した場合の申告	法人県民税	法人税額×税率＋均等割額	事業年度終了の日から2か月以内
		法人事業税	所得（収入）金額×税率 ※2清算中の事業年度に係る所得（収入）割及び付加価値割の合算額	
	(2) 残余財産の一部を分配又は引渡しした場合の申告	法人県民税	法人税額×税率	分配又は引渡しの日の前日
		法人事業税	分配額のうち解散当時の資本金の額等を超える部分×税率	
	(3) 残余財産が確定した場合の申告	法人県民税	(法人税額×税率＋均等割額)－清算中の予納額	残余財産の確定の日から1か月以内
		法人事業税	清算所得金額×税率－清算中の予納額	
④公共法人、公益法人等で法人税が課税されないもの		法人県民税	均等割額	4月30日

※1 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日に属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数を乗じます。

※2 は、外形標準課税対象法人に適用

※3 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内となります。

※4 清算中の通算子法人の残余財産が確定した日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日から2か月以内となります。

●法人県民税と法人事業税を併せて申告、納税することになっています。

●法人県民税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税することになっています。

●法人事業税の場合、2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数又は事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納税することになっています。

9

不動産取得税

納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、新築、増改築などによって取得した方
(有償・無償、登記の有無を問いません。)

納める額

取得した不動産の価格(課税標準額)(※1) × 税率(※2)

※1 不動産の価格(課税標準額)とは

不動産を売買、贈与、交換などによって取得したときは、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。
また、家屋を新築、増築などしたときは価格が台帳に登録されていないため、固定資産評価基準により評価した価格です(売買価格や建築工事費など、実際の取得にかかった費用ではありません)。
なお、令和9年3月31日までに宅地等(宅地及び宅地評価された土地)を取得した場合、課税標準額は価格の1/2となります。

※2 税率

取得日	土地	家屋(住宅)	家屋(非住宅)
平成20年4月1日から 令和9年3月31日まで		3%	4%

免 税 点

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ① 取得した土地の価格が16万円未満の場合(令和8年3月31日までの取得については、10万円未満)
- ② 家屋を建築したときの価格が66万円未満の場合(令和8年3月31日までの取得については、23万円未満)
- ③ 家屋を売買、贈与などにより取得したときの価格が34万円未満の場合(令和8年3月31日までの取得については、12万円未満)

納 税

総合県税事務所から送付される納税通知書により、定められた期限までに納めます。

不動産取得税計算方法

例 我が家の不動産取得税はいくら？

【新築住宅と土地を購入したとき】

- 価格(評価額)
土地……………1,400万円 / 250m²(約75坪)
建物……………1,300万円 / 150m²(約45坪)

- 減額前
土地……………1,400万円 × 1/2 × 3% = 21万円
建物(住宅) ……1,300万円 × 3% = 39万円
合 計 ……………60万円

- 減額後
土地……………4万2千円
建物……………3万円
合 計 ……………7万2千円

【減額の計算方法】

- 土地(減額される額)
住宅が「特例適用住宅」に該当することによる減額
(ア又はイのうちいずれか多い額)
ア……………45,000円 ※ 200m²が限度
イ……………土地の1m²当たりの価格 × (住宅の床面積 × 2) × 3%
(1,400万円 × 1/2 ÷ 250) × 200m² × 3% = 168,000円
(減額前の税額) (減額できる額) (減額後の税額)
210,000円 - 168,000円 = 42,000円
- 建物
新築の特例適用住宅控除
(1,300万円 - 1,200万円) × 3% = 30,000円



..... この税金は、不動産の取得という行為にかかるものです。

住 宅

■ 評価額からの控除

表1

●表1の住宅については、住宅の評価額から表1の控除額が控除されます。

区 分	控除適用の要件（すべてに該当することが必要）	控 除 額
住宅の新築 （新築・増築・改築）	○床面積の要件 40m ² 以上 240m ² 以下 （令和8年3月31日までの取得は、50m ² 以上 240m ² 以下） （「特例適用住宅」といいます。）	一戸につき1,200万円 （評価額が、1,200万円未満の場合は、そ の評価額を限度とする。） ※令和13年3月31日までの間に取得された 新築の「長期優良住宅」については一戸 につき1,300万円
新築住宅の購入		
耐震基準適合既存（中古） 住宅の取得	○取得者自らがその住宅に居住している。 ○床面積の要件 40m ² 以上240m ² 以下 （令和8年3月31日までの取得は、50m ² 以上 240m ² 以下） ○耐震基準の要件（次のいずれかの要件を満たす もの） ① 昭和57年1月1日以後に新築されたもの ② ①に該当しない住宅で、建築士等が行う耐震 診断によって新耐震基準に適合していること の証明がされたもの（なお、証明に係る調査 が住宅の取得日前2年以内に終了しているこ とが必要です。）	新築年月日 ○昭和51年1月1日～昭和56年6月30日 350万円 ○昭和56年7月1日～昭和60年6月30日 420万円 ○昭和60年7月1日～平成元年3月31日 450万円 ○平成元年4月1日～平成9年3月31日 1,000万円 ○平成9年4月1日～ 1,200万円

- ※1 耐震基準不適合既存住宅を取得した場合、取得後6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することの証明を受け、取得者自らが住宅に居住したときも税額の減額が受けられま
す。
- ※2 宅建業者が中古住宅を取得し、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を個人の自己居住用住宅として販売した場合で、一定の要件に該当する場合は、令
和9年3月31日までに取得したものに限り、税額の減額が受けられます。
- ※3 ※1及び※2の敷地の取得についても、一定の要件に該当する場合は、税額の減額が受けられます。

土 地

■ 税額の減額

表2

●表2の土地については、要件のいずれか1つに該当すれば、土地の税額から表2の額が減額されます。

区 分	減額適用の要件	減額される額
特例適用住宅 【新築住宅】 の敷地の取得 ※注1	① 土地を取得した人が、土地を取得した日から3年 ^{※注2} 以内にその土地の上に特例適用住宅を新築したとき。 ② 土地を取得した日から3年 ^{※注2} 以内にその土地の上に 特例適用住宅が新築されたとき（土地の取得者が住宅 の新築まで引き続きその土地を所有している場合又は 土地の取得者からその土地を取得した人が住宅を新築 した場合に限ります）。 ③ 特例適用住宅を新築した人が、住宅の新築から1年以 内にその敷地を取得したとき。 ④ 未使用の特例適用住宅とその敷地を、住宅の新築から 1年以内に同じ人が取得したとき。	① 45,000円 ② 土地1m ² 当たりの価格 ^{※注3} × 住宅の床面積の2倍（200m ² を限度） ×3% ①と②いずれが多い方の額
耐震基準適合既存 （中古）住宅 の敷地の取得 ※注1	⑤ 土地を取得した人が、土地を取得した日から1年以内 にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得し たとき（同時に取得した場合も含む）。 ⑥ 耐震基準適合既存住宅を取得した人が、その住宅を取 得した日から1年以内にその敷地を取得したとき。	

- ※注1 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅の床面積の要件（表1）は、土地を取得した時点での要件となります。
- ※注2 令和13年3月31日までに土地を取得した場合で、土地の取得から3年以内に住宅が新築されることが困難なものとして政令で定める場合は「4年」となります。
- ※注3 令和9年3月31日までに宅地評価土地を取得した場合、価格を2分の1にした額から「土地1㎡当たりの価格」を計算します。

10

自動車税

納める人

- ① 県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車を除く）の所有者
- ② 割賦販売で売主が自動車（軽自動車を除く）の所有権を留保している場合の買主



納める額

自動車の種類、用途、排気量などによって税率が異なり、その主なものは次のとおりです。

区 分		自家用		営業用
			令和元年10月1日 以降の新車	
乗 用 車	総排気量 1,000cc 以下	29,500円	25,000円	7,500円
	// 1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500円	30,500円	8,500円
	// 1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500円	36,000円	9,500円
	// 2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000円	43,500円	13,800円
	// 2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000円	50,000円	15,700円
	// 3,000cc 超 3,500cc 以下 // 6,000cc 超	58,000円 111,000円	57,000円 110,000円	17,900円 40,700円
ト ラ ック	最大積載量 1t 以下	8,000円		6,500円
	// 1t 超 2t 以下	11,500円		9,000円
	// 2t 超 3t 以下	16,000円		12,000円
	// 3t 超 4t 以下	20,500円		15,000円
	// 7t 超 8t 以下	40,500円		29,500円
	8t を超える 1t ごとの加算額	(6,300円)		(4,700円)
ラ イ ト バ ン	最 大 積 載 量 1t 以下	総排気量 1,000cc 以下	13,200円	10,200円
		// 1,000cc 超 1,500cc 以下	14,300円	11,200円
		1,500cc 超	16,000円	12,800円

納 税

- ① 自動車税は毎年4月1日午前0時時点で、運輸支局に登録されている自動車の所有者（割賦販売の場合は使用者）に対して課税されます。5月上旬に送付される納税通知書により5月31日までに納めます。
- ② 4月1日以後に新規登録した場合には、登録の時に申告し、月割で納めます。

● 車検用納税証明書について

平成27年度から、自動車税の納税確認の電子化が開始されており、車検更新時の自動車税納税証明書の提示は省略できることとなっておりますので、基本的には自動車税納付後、概ね2週間以内に車検を受ける場合以外は不要となります。
なお、スマートフォン決済アプリやeLお支払サイト（クレジットカード、Pay-easy（ペイジー）等）で納付した場合には、納税証明書の送付及び領収証書の発行は行いません。車検用納税証明書が必要な方は、納付から概ね2週間後以降に県の窓口で申請いただくか、車検が近いなどお急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書等の右端の車検用納税証明書をご利用ください。

身体障害者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合については、申請により一人一台に限り自動車税の減免措置を受けることができます（すでに軽自動車で減免措置を受けている場合は対象となりません）。詳しくは、山梨県自動車税センターにお問い合わせください。

..... この税金は、自動車という財産にかかる財産税の一種です。

自動車税のグリーン化のお知らせ

令和7年度に新車新規登録した燃費性能に優れ、かつ、排出ガスがわずかな環境負荷の小さい自動車は、令和8年度の自動車税が軽減されます。また、新車新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率を重くする特例措置が行われています。

環境負荷の小さい自動車

環境負荷の小さい自動車は、自動車税を軽減しています。
令和8年度に軽減の対象になる自動車は次のとおりです。
※なお、軽自動車は本取扱いの対象にはなりません。

新車新規登録 (初度登録年度)	対象年度	対象・要件等			特例措置の内容
令和7年度 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)	令和8年度のみ	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車			概ね75%軽減
			排出ガス性能	燃費性能	
		営業用の乗用車 (ガソリン車 ・LPG車)	平成17年排出ガス基準75%低減 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	
		営業用の乗用車 (クリーン ディーゼル車)	平成21年排出ガス規制適合 又は 平成30年排出ガス規制適合	令和2年度燃費基準達成 かつ 令和12年度燃費基準90%達成	

※車の後部などに排出ガス基準・燃費基準のステッカーが貼付されています。

※燃費基準については、車検証の備考欄に記載又は記録されています。

新車新規登録から一定年数を経過した自動車

新車新規登録（初度登録）から一定の年数を経過した自動車については、通常の税率よりも概ね15%上乗せとなります。上乗せの対象となる自動車は次のとおりです。

対 象 車 種	上乗せ率
平成25年3月31日以前に新車新規登録したガソリン車・LPG車	概ね15%増額
平成27年3月31日以前に新車新規登録したディーゼル車	

※電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車については対象となりません。

※一般乗合用を除くバス及び被けん引車を除くトラックについては、概ね10%の据え置きとなっています。

ひとくちメモ

自動車には次のような税金がかかっています。

●使用

.....
[ガソリン消費]
揮発油税（国税）
地方揮発油税（国税）

[LPG消費]
石油ガス税（国税）

[軽油消費]
軽油引取税（県税）

●保有

.....
自動車税（県税）
軽自動車税（市町村税）
自動車重量税（国税）

購入時にかかっていた自動車税環境性能割（県税）及び軽自動車税環境性能割（市町村税）は廃止されました。
このほか購入時に消費税と地方消費税がかかります。

●登録手続きは忘れずに！！

次の場合は運輸支局で登録手続きをしてください。

・売買などで自動車の所有者が変わったとき 移転登録
・自動車を廃車したとき 抹消登録
・住所や氏名が変わったとき... 変更登録

登録手続きをおこたると、下取りに出した自動車や廃車した自動車の納税通知書が届いたり、納税通知書が届かないなどトラブルの原因になります。

軽油引取税

この税金は、バス、トラックなどの燃料である軽油の現実の納入を伴う引取りに対してかかるものです。

納める人

特約業者、元売業者から軽油を現実に取り取った人

(この税金は、特約業者や元売業者が、軽油を現実に取り取った人から代金と一緒に受け取り、県に納めます。)

- 元売業者……………軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が指定したもの
- 特約業者……………元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定したもの

納める額

1キロリットルにつき……………15,000円 (1リットルにつき15円)

申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の納入地の所在する県に毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

免 税

農業、林業、鉱物の掘採事業など法律で定められた特定の用途に使用される軽油は、課税が免除されます。
課税免除となる用途に軽油を使用しようとする人は、あらかじめ総合県税事務所で必要な手続きを行ってください。

混和軽油などにも軽油引取税がかかります

- 軽油に灯油などを混ぜた混和軽油を販売したり、A重油や灯油などの炭化水素油を自動車の燃料として販売や消費をする時も、販売した人や消費した人に対して軽油引取税がかかります。
- このような場合には、事前に総合県税事務所において承認を受けるとともに、申告書を提出して納税することになっています。
- 承認を受けずにこれらの行為を行うと、罰則の適用がありますのでご注意ください。

不正軽油110番

◆不正軽油撲滅のために

不正軽油とは、軽油に課される税金を逃れることを目的として、軽油に灯油などを混ぜて軽油と称して販売・使用する軽油のことです。

■ 不正軽油は脱税行為です！

軽油には、1リットル当たり15円の軽油引取税が課税されていますが、不正軽油の原材料となる灯油やA重油などには課税されていないため、軽油に他の油などを混ぜることは、脱税行為となります。

■ 不正軽油は大気汚染の一因です！

不正軽油をディーゼル車の燃料として使用すると、排気ガス中のPM（粒子状物質）やNOx（窒素化合物）を増加させ、大気汚染の原因となります。

■ 不正軽油は不法投棄の一因です！

不正軽油の製造過程で排出される硫酸ピッチなどの産業廃棄物は、ほとんどが不法投棄されており、全国的に問題になっています。

■ 不正軽油はエンジン損傷の一因です！

不正軽油を使用するとエンジン本来の性能が発揮できなくなるほか、不具合や損傷の原因となることがあります。

■ 不正軽油は市場競争を阻害します！

不当に廉価な不正軽油が流通することにより、公正な市場競争が阻害されます。



山梨県では、悪質な脱税行為であるのみならず、環境にも重大な影響を与える不正軽油を撲滅するため、不正軽油110番を設置しております。
不正軽油に関する情報がありましたら、次までお寄せください。

☎055-261-9123 (山梨県総合県税事務所軽油引取税課内)

平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

地方消費税

この税金は、消費税（国税）と同様に、商品の販売、サービスの提供などの対価を得て行う取引に対してかかるものです。

納める人

- ・ 国内取引.....製造、卸、小売、サービス等の事業者
- ・ 輸入取引.....外国貨物を保税地域から引き取る者

※保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

納める額

区分	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	
消費税（国税）	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税	1.7% 【消費税（国税）の17/63】	2.2% 【消費税（国税）の22/78】	1.76% 【消費税（国税）の22/78】
合計	8.0%	10.0%（標準税率）	8.0%（軽減税率）

※軽減税率制度の対象は、酒類・外食を除く飲食物品、週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）です。

申告と納税

- ・ 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税（国税）と併せて国（税務署）に申告・納付します。
- ・ 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税（国税）と併せて国（税関）に申告・納付します。

※詳細については、最寄りの税務署又は税関にお問い合わせください。

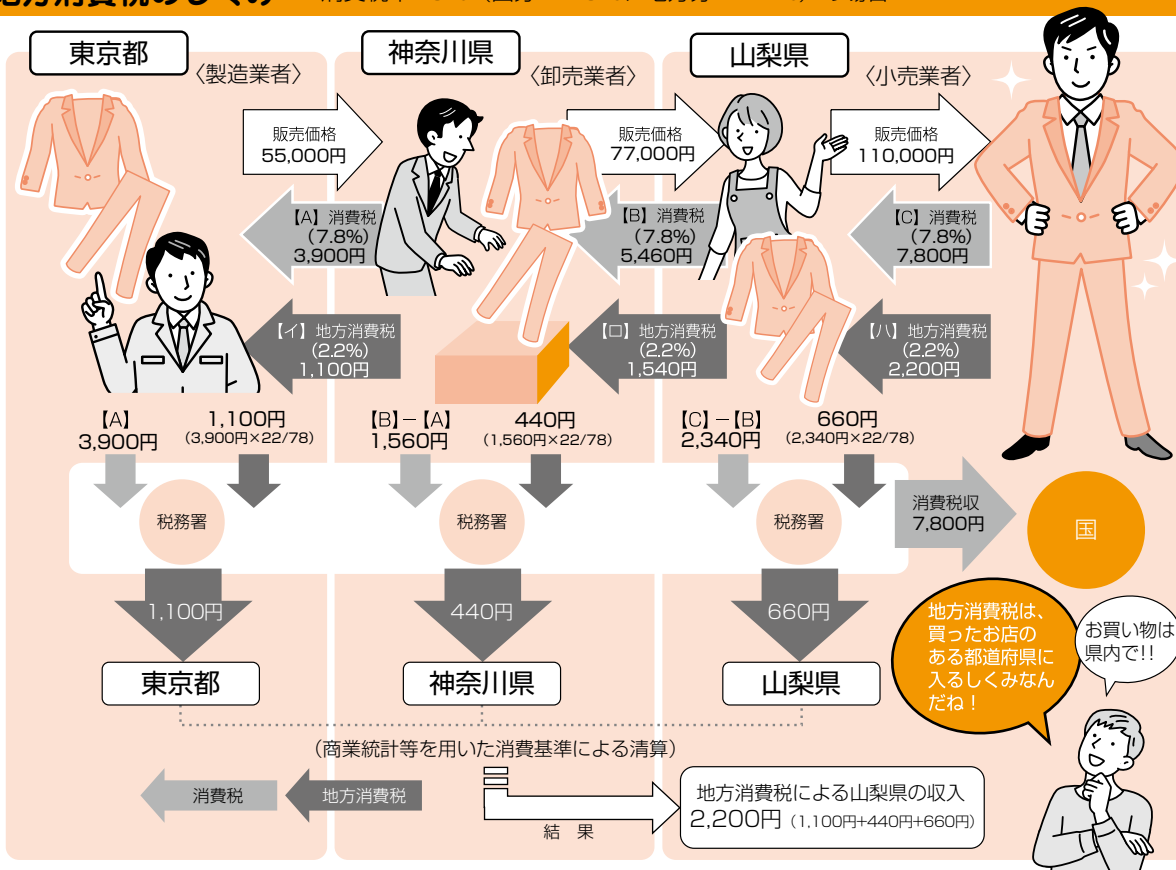
都道府県間の清算

- ・ 納められた地方消費税は、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、地方消費税は最終消費地の都道府県の収入になります。

市町村への交付

- ・ 上記の都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、人口及び従業者数に応じて各市町村に交付されます。
- ※地方消費税の引上げ分に係る市町村への交付金は、社会保障のための経費に充てられるので、全額人口に応じて交付されます。

地方消費税のしくみ 消費税率10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）の場合



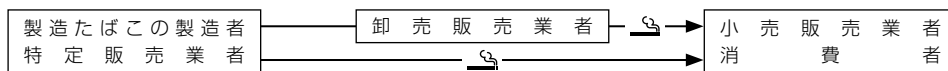
13

県たばこ税

この税金は、日本たばこ産業（株）などが、小売店にたばこを売渡すときにかかるもので、たばこを購入するときにその小売価格の中に含まれています。

納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者



製造たばこの売渡しが → の部分を通過するときに税金がかかります。

納める額

紙巻きたばこ 1,000本につき、1,070円

申告と納税

製造たばこの製造者等が毎月の売渡本数分を翌月末日までに申告し納めます。

※たばこにかかる税金は、購入した販売店の所在する県や市町村の収入となって、地域の発展のために役立てられます。
たばこは県内で買いましょう。

14

ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場の利用に対してかかるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人
（この税金は、ゴルフ場の経営者が、ゴルフ場を利用した人から利用料金と一緒に受け取り、県に納めます。）

納める額

1人1日につき400円～1,200円
※ゴルフ場の規模、利用料金などにより、ゴルフ場のコースごとに決められます。

非課税

- 次の場合はゴルフ場利用税がかかりません。
- ① 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合
 - ② 学生、生徒、児童、教員が学校の教育活動としてゴルフ場を利用する場合
 - ③ 国民スポーツ大会の競技（公式練習を含む）としてゴルフ場を利用する場合
 - ④ 国際競技大会の競技（公式練習を含む）としてゴルフ場を利用する場合

申告と納税

経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税額の10分の7に相当する金額が、ゴルフ場のある市町村に交付されます。

15

鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権（鉱業権）を与えられていることに對してかかるものです。

納める人

県内に金、銀、銅などの鉱区を持っている鉱業権者

納める額

年額200円～600円（面積100アールごと、延長1,000メートルごとに）
※鉱区の種類によって異なります。

申告と納税

- ① 申告は鉱業権の設定、消滅又は変更の日から10日以内です。
- ② 毎年4月1日現在の鉱業権者が、5月20日から5月31日までの間に、県から送付される納税通知書により納めます。
※年の途中で新たに鉱業権を取得したときは県が指定した日までに納めます。

16

狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受け、狩猟できる資格を得ることに対してかかるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられます。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納税

狩猟者の登録を受けるときに狩猟税納付書により納めます。
なお、県民税の所得割の納付を要しない人は、その旨を証明する書類を住所地の市区町村から受けて提出してください。

納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟免許	①県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円
網猟免許	①県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
わな猟免許	①県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
第二種銃猟免許	—	5,500円

- （注）1 ②に該当する者のうち、県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する者は、①の税率となります。
2 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者の狩猟者の登録については、狩猟税の税率は2分の1となります。
3 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての狩猟者の登録については、狩猟税の課税が免除されます。

税 目		申告期限	納期
個人 の 県 民 税	均等割 所得割	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日 ● 公的年金等所得のみの人も同じ扱いです	6月から5月まで 毎月徴収して翌月10日 (公的年金等所得は支給月に徴収)
		給与以外の所得者は3月15日 ● 所得税の確定申告をした人は不要です	6、8、10、1月 ● 市町村により異なります
	利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ
	配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ
		源泉徴収選択口座へ配当を受け入れている者については1月10日	申告期限と同じ
	株式等譲渡所得割	1月10日	申告期限と同じ
法 人 の 県 民 税		確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告期限と同じ
個 人 の 事 業 税		3月15日 ● 所得税の申告をした人や個人住民税の申告をした人は不要です	8月20日～31日、11月20日～30日 特別の場合はその都度
法 人 の 事 業 税		法人の県民税と同じ	申告期限と同じ
不 動 産 取 得 税		取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日
県 た ば こ 税		毎月分を翌月末日	申告期限と同じ
ゴ ル フ 場 利 用 税		毎月分を翌月15日	申告期限と同じ
自 動 車 税		新規、変更又は移転等の登録のとき	5月20日～31日
			新規登録はその都度
鉦 区 税		設定、消滅や変更の日から10日以内	5月20日～31日 新規登録はその都度
軽 油 引 取 税		原則として毎月分を翌月末日	申告期限と同じ
地 方 消 費 税		譲渡割の確定申告は、法人は課税期間の終了後2か月以内、個人は翌年の3月31日 ● 消費税（国税）とあわせて税務署で行います	申告期限と同じ
狩 猟 税		狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ
県が課する固定資産税		1月31日	4、7、12、2月

※期限が法律に規定された休日等に該当した時は、これらの日の翌日が期限になります。

- ① 個人の事業税及び自動車税については、電話料金や電気料金等と同じように口座振替による納税制度があります。納税を忘れて延滞金がかかるという心配もなく、納税に向かう手間も省け、大変便利です。是非、ご利用ください。
- ② 個人の事業税の振替納税を希望される方は、総合県税事務所または23ページ「納税の窓口」に掲載されている県内の金融機関(ゆうちょ銀行、郵便局は除く)にある口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印の上、総合県税事務所または取引されている金融機関窓口へ提出していただくことにより、簡単に手続きをすることができます。
- ③ 自動車税の振替納税を希望される方は、総合県税事務所自動車税部にある口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印の上、総合県税事務所自動車税部に提出いただくことにより、簡単に手続きをすることができます。

山梨県では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税、個人県民税（利子割・配当割・株式等譲渡所得割）などの電子申告・申請・届出を受け付けています。インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告できますので、ぜひご利用ください。また、令和元年10月から、eLTAXを活用して、すべての地方団体に対して一度の手続きでまとめて電子納税を行うことが可能となりました。詳細は、eLTAX ホームページ (<https://www.lta.go.jp>) をご覧ください。

● 利用開始のための手続

- (1) 利用のためには、予め電子証明書を取得する必要があります（税理士関与の申告の場合は不要です）。
- (2) 電子証明書の取得後、eLTAX ホームページの **PCdesk（WEB 版）** から利用届出（新規）を行い、利用者 ID を取得する必要があります。

山 梨 県 指 定 金 融 機 関		山梨中央銀行 本・支店
山梨県収納代理金融機関	銀 行	みずほ銀行 本・支店、三井住友銀行 甲府支店
	信 用 金 庫	甲府信用金庫、山梨信用金庫
	信 用 組 合	山梨県民信用組合、都留信用組合
	農 業 協 同 組 合	山梨県信用農業協同組合連合会、山梨県内の農業協同組合
	そ の 他	中央労働金庫の山梨県内の店舗
	ゆうちょ銀行・郵便局	山梨県、東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県に所在するゆうちょ銀行・各郵便局
山 梨 県 の 税 事 務 所		総合県税事務所、自動車税センター

- 農業協同組合や郵便局については取り扱っていないところもありますので、事前にご確認をお願いします。
 - スマートフォン決済アプリ、eL お支払サイト（クレジットカード、インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）等）、コンビニエンスストア等で納付が可能な税目もあります。
- 詳細は、納付書等の裏面や県ホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>) をご覧ください。
※クレジットカードでの納付は別途システム利用料がかかります。

- 延滞金 納期限までに県税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、納める額に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

	令和8年中
納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間	※延滞金特例基準割合 +1%（上限7.3%） 2.8%
納期限の翌日から1か月を経過した日以降	※延滞金特例基準割合 +7.3%（上限14.6%） 9.1%

※延滞金特例基準割合とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合（各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して計算した割合）に年1%の割合を加算した割合をいいます。なお、令和7年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合が0.8%なので、令和8年中の延滞金特例基準割合は、1.8%となります。

※過去の延滞金については、山梨県総合県税事務所へお問い合わせください。

- 加算金 申告期限までに申告しなかったり、申告税額が実際より少なかった場合などには加算金がかかります。
〈加算金の計算は次のとおりとなります〉
県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方法人特別税、特別法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税についてかかるもので、次の3種類があります。
- ① 過少申告加算金
期限内に申告した場合で、申告額が実際より少額のため、後日増額の修正申告をしたり、増額の更正を受けた場合
.....増加した税額の10%+加重対象税額の5%
（注）加重対象税額＝増加した税額－（期限内申告額又は50万円のいずれか多い方の金額）
 - ② 不申告加算金
申告しなかった場合や期限後に申告した場合.....納める税額の15%（※）
（注）納める税額が50万円を超える部分については20%（※）
ただし、県の調査による決定があることを予知しないで期限後に申告した場合は、納める税額の5%
（※）令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、300万円を超える部分に対する割合が30%に引き上げられました。
 - ③ 重加算金
二重帳簿をつくるなど、故意に税を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えて重加算金を納めなければなりません。
（1）期限内に申告している場合.....増加した税額の35%（※）
（2）期限後に申告している場合又は申告していない場合.....納める税額の40%（※）
（※）平成29年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、加算金の割合に10%が加算される場合があります。

税金を納期限までに納められない事情がある人は、そのままにせず、総合県税事務所にご相談ください。
事情によっては、納税が猶予されたり、減額や免除をされることもあります。

● 徴収猶予

- 1 本人の財産が災害や盗難にあったとき。
- 2 本人や家族が病気で負傷をしたとき。
- 3 本人が事業につき著しい損失を受けたときや、事業を廃止又は休止をしたとき。
- 4 法人事業税の外形標準課税に係る事業税で、一定の要件を満たす欠損法人。
- 5 軽油引取税で、代金が売り掛けになっているとき。

● 換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。

● 納期限の延長

災害などにより、納期限までに納税や申告などができないときには、期限が延長されます。
延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。

● 税額等の減免

- 1 災害により損害を受けたとき。
- 2 身体障害者等であるとき。（自動車税）
- 3 軽油引取税で、
 - ① 代金、それに係る税金を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があるとき。
 - ② 受け取った税金を災害等によって失ったとき。
- 4 交通の途絶、災害など特別な理由がある場合。（延滞金）

県税が納期限までに納付されずに滞納となりますと、督促状を発付するなど納税の催告を行います。それでもなお完納されないときは、県税収入を確保するため、また納期限までに納付された方との公平性を保つため、差押えなどの滞納処分を行うことになります。

滞納処分に当たり事前の連絡はいたしません。

【参考（自動車税の場合）】

地方税法第168条 自動車税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。（略）

なお、滞納処分により事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときは、滞納処分による財産の換価を猶予する制度がありますので、総合県税事務所にご相談ください。

● 更正の請求

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、特別法人事業税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときには、法定納期限から5年以内（特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

● 不服の申立て

県税の課税、徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。審査請求書は、総合県税事務所を経由して提出してください。なお、地方消費税に関する不服申立てについては、消費税と同様に税務署長などに対して行うこととなります。

県税の納税証明書（証紙徴収によるものなど、一定のものを除きます。）が必要な場合には、総合県税事務所や県庁税務課、各地域県民センター総合窓口で交付を受けることができます。さらに、総合県税事務所においては、郵送により申請・交付が可能です。また、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」を利用して電子での申請を行うことも可能です。ただし、交付は普通郵便による受け取りのみとなります。

交付の際には、1件につき400円の交付手数料（※）が必要となります。

※次の窓口で納付をお願いいたします。

- ・ 総合県税事務所、各地域県民センター総合窓口、県庁会計課（現金併用キャッシュレスレジ）
- ・ 県庁税務課（キャッシュレス専用レジ）

なお、令和9年4月1日から、交付手数料は1件につき450円となります。

● 交付請求書は山梨県のホームページからダウンロードできます。

巻末記載の県税ホームページ → 「納税証明書の交付手続きについて」

● 納税証明書のなかに「県税に未納のない証明書（個人の県民税及び地方消費税を除く）」があります。

現在、県に対し申請する次のものについて添付が義務づけられています。

- ・ 建設工事入札参加資格申請
- ・ 山梨県商工業振興資金貸付申請
- ・ 物品購入入札参加資格申請（新規）
- ・ 山梨県営住宅入居申込

● 総合県税事務所 課税・管理部、滞納整理部



〒406-8601 山梨県笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎
 総務管理課 ☎ 055-261-9111 (代表), 9112, 9113
 軽油引取税課 ☎ 055-261-9123 (不正軽油110番), 9114
 事業税課 ☎ 055-261-9115, 9116
 不動産取得税課 ☎ 055-261-9117, 9118, 9119
 滞納整理第一課 ☎ 055-261-9120, 9121
 滞納整理第二課 ☎ 055-261-9124, 9125, 9126
 市町村相談支援課 ☎ 055-261-9122
 FAX ☎ 055-261-9127

取扱税目：個人県民税、法人県民税、県民税利子割、個人事業税、法人事業税、
 不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方消費税など

自動車税部（自動車税センター）

〒406-8558 笛吹市石和町唐柏1000-4
 自動車税課 ☎ 055-262-4662 FAX 055-263-2421
 取扱税目：自動車税

● 県庁税務課



〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
 ☎ 055-223-1386

● 中北地域県民センター 総合窓口



〒407-0024 韮崎市本町4-2-4 (北巨摩合同庁舎内)
 ☎ 0551-23-3070

※令和8年5月7日(木曜日)から令和9年3月31日(水曜日)までの
 期間は、窓口時間が午前9時から午後4時30分までとなります。
 ※令和9年度以降の窓口時間については令和9年度以降に県ホーム
 ページ等にてご確認ください。

● 峡東地域県民センター 総合窓口



〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1 (東山梨合同庁舎内)
 ☎ 0553-20-2701

※令和8年5月7日(木曜日)から令和9年3月31日(水曜日)までの
 期間は、窓口時間が午前9時から午後4時30分までとなります。
 ※令和9年度以降の窓口時間については令和9年度以降に県ホーム
 ページ等にてご確認ください。

● 峡南地域県民センター 総合窓口



〒400-0692 南巨摩郡富士川町鵜沢771-2 (南巨摩合同庁舎内)
 ☎ 0556-22-8131

※令和8年5月7日(木曜日)から令和9年3月31日(水曜日)までの
 期間は、窓口時間が午前9時から午後4時30分までとなります。
 ※令和9年度以降の窓口時間については令和9年度以降に県ホーム
 ページ等にてご確認ください。

● 富士・東部地域県民センター 総合窓口



〒402-0054 都留市田原2-13-43 (南都留合同庁舎内)
 ☎ 0554-45-7839

※富士・東部地域県民センター総合窓口では、次の業務も
 行っています。〔法人二税申告書等の受付、軽油引取税
 の徴収猶予申請書等の受付〕

※令和8年5月7日(木曜日)から令和9年3月31日(水曜日)
 までの期間は、窓口時間が午前8時45分から午後5時まで
 となります。

※令和9年度以降の窓口時間については令和9年度以降に県ホーム
 ページ等にてご確認ください。



© 2015 Pearson Education, Inc. or its affiliate(s). All rights reserved. Pearson Education, Inc., publishing as Pearson Benjamin Cummings, 101 Philip Drive, Assinippi Park, New York, NY 10984-2135.

[illegible]

森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しています

目 的

森林には、災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能があります。山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成24年4月1日から森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を 上乗せ（超過課税） して納めていただきます。

個 人	法 人																		
●県内に住所がある方 ●県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方	●県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等																		
年額500円 ●平成24年度から課税	均等割額の5% ●平成24年4月1日以後に終了する事業年度から課税																		
次の方には課税されません。 ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方 ・前年の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、寡婦又はひとり親の方 ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方	<table><tr><th>資本金等の額</th><th>均等割額</th><th>5%相当額</th></tr><tr><td>50億円超</td><td>800,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>10億円超～ 50億円以下</td><td>540,000円</td><td>27,000円</td></tr><tr><td>1億円超～ 10億円以下</td><td>130,000円</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>1千万円超～ 1億円以下</td><td>50,000円</td><td>2,500円</td></tr><tr><td>1千万円以下等</td><td>20,000円</td><td>1,000円</td></tr></table>	資本金等の額	均等割額	5%相当額	50億円超	800,000円	40,000円	10億円超～ 50億円以下	540,000円	27,000円	1億円超～ 10億円以下	130,000円	6,500円	1千万円超～ 1億円以下	50,000円	2,500円	1千万円以下等	20,000円	1,000円
資本金等の額	均等割額	5%相当額																	
50億円超	800,000円	40,000円																	
10億円超～ 50億円以下	540,000円	27,000円																	
1億円超～ 10億円以下	130,000円	6,500円																	
1千万円超～ 1億円以下	50,000円	2,500円																	
1千万円以下等	20,000円	1,000円																	

県税は、県民の皆様が住みやすく、豊かな生活が送れるよう、幅広く活用されています。期限内申告・期限内納税をしましょう！

県税の相談

県税についてのご相談やおたずねは、次の場所にお気軽にお問合わせください。

- 総合県税事務所 笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎
電話番号は25ページに掲載しています。
- 自動車税センター 笛吹市石和町唐柏1000-4 ☎055-262-4662

国税の相談

国税に関する一般的なご相談は、国税局電話相談センターをご利用ください。
（所轄の税務署にお電話していただき、音声案内に従い「1」を選択してください。）

- 甲府税務署 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎 ☎055-254-6105
- 山梨税務署 山梨市上神内川738 ☎0553-22-1411
- 大月税務署 大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎 ☎0554-22-3151
- 鰍沢税務署 南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1 富士川地方合同庁舎3階 ☎0556-22-3191
- インターネットでの相談 ⇒ 国税庁ホームページ

詳しくは

タックスアンサー

検索

自動車の登録手続きについてのお問い合わせ先

- 山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 テレホンサービス 050-5540-2039

※ 電話がつながると自動音声案内が始まりますが、そのまま続けて037とボタンを押すと自動音声案内が終了し、オペレーター（電話対応者）が応答します。

市町村税の相談

市町村税について不明な点は各市町村へお問い合わせください。

インターネットを利用して税に関する情報が入手できます。

■県税について

県税ホームページ <https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>

■国税について

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

山梨県総務部税務課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 ☎055-223-1386